

防地防第 8 7 6 5 号
3 0 . 5 . 3 0
一部改正 防地防第 2 7 6 9 号
令和 3 年 2 月 2 6 日

中国四国防衛局長 殿

地方協力局長
(公印省略)

岩国飛行場における外郭防音工事について (通知)

標記について、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱（平成 2 2 年防衛省訓令第 1 0 号。以下「交付要綱」という。）第 5 条の規定に基づき住宅防音工事の標準仕方等について（地防第 3 6 0 8 号。2 2 . 3 . 2 9（以下「標準仕方」という。））及び第 2 6 条の規定に基づき防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業の実施について（地防第 3 6 0 6 号。2 2 . 3 . 2 9（以下「実施通知」という。））を定め通知しているところであるが、岩国飛行場における木造系の外郭防音工事の標準的な工法及び外郭防音工事の実施基準については、標準仕方の設計計画基準 2 章 3 節 2. 3. 1 並びに実施通知の別紙第 1 第 1 項第 4 号アからウまでの規定にかかわらず、別紙のとおり定め、平成 3 0 年度以降に交付決定する補助事業について適用することとしたので通知する。

添付書類：別紙

岩国飛行場における外郭防音工事について

1 木造系の外郭防音工事の標準的な工法（交付要綱第5条関係）

標準工法例（木造系）

対象区域	区分 施工部位	ユーティリティ	
		廊下、階段室、玄関、間仕切のない洗面所等	浴室、便所、区画された玄関、間仕切のある洗面所等
Lden 6.6デシベル以上Lden 7.0デシベル未満の区域（8.0WECPNL以上8.5WECPNL未満の区域）	内外壁 天井 外部開口部	○既存のまま ○既存のまま ○アルミニウム合金製建具かつ厚さ5mmのガラスを取り付ける。	○同左 ○同左 ○既存のまま
	内部開口部 換気設備	○既存のまま ○既存のまま	○同左 ○同左
Lden 7.0デシベル以上の区域（8.5WECPNL以上の区域）	内外壁	○標準仕方の設計計画基準1章第4節に規定した第Ⅰ工法に準ずる。	○既存のまま
	天井	○既存のまま ただし、第2種区域での工事にあつては、第Ⅰ工法に準ずる。この場合、鉛板貼石こうボードの付加は要しない。	○既存のまま
	外部開口部	○標準仕方の工事仕様書（この表において「工事仕様書」という。）4章1節に規定した第Ⅱ工法用アルミニウム合金製気密建具を取り付ける。 ただし、第2種区域での工事にあつては、工事仕様書4章1節に規定した第Ⅰ工法用アルミニウム合金製気密建具を取り付ける。 なお、玄関にあつては、工事仕様書4章6節で規定した玄関用建具を取り付けることができる。	○厚さ5mmのガラスを取り付ける。 なお、既存の建具が木製の場合又は著しく防音上有害な隙間等がある場合は、アルミニウム合金製建具を取り付ける。 ただし、第2種区域での工事にあつては、工事仕様書4章1節に規定した第Ⅱ工法用アルミニウム合金製気密建具を取り付ける。
	内部開口部	○既存のまま ただし、第2種区域での玄関の工事にあつて、工事仕様書4章6節で規定した玄関用建具を取り付けた場合、ユーティリティと居室間の内部木製建具が襖及び障子のときは、フラッシュ戸、戸襖及びガラス戸等に交換する。	○既存のまま
	換気設備	○有効な換気装置を取り付ける。	○同左

2 外郭防音工事の実施基準（交付要綱第26条関係）

- (1) L d e n値が70以上（W E C P N L値が85以上）の区域に所在する住宅（一挙防音工事、追加防音工事又は防音区画改善工事を実施した住宅にあっては、原則として、これらの防音工事の完了の日から起算して10年以上経過したものに限る。）を対象とする。ただし、防音工事を実施していない居室がない住宅（集合住宅の場合は住戸）にあっては、原則として、防音建具機能復旧工事と併せて実施する場合に限る。
- (2) L d e n値が66以上70未満（W E C P N L値が80以上85未満）の区域に所在する住宅であって防音工事を実施していない居室があるもの（一挙防音工事、追加防音工事又は防音区画改善工事を実施した住宅にあっては、原則として、これらの防音工事の完了の日から起算して10年以上経過したものに限る。）を対象とする。
- (3) L d e n値が62以上66未満（W E C P N L値が75以上80未満）の区域に所在する鉄筋コンクリート造系（鉄筋コンクリート造及び補強コンクリートブロック造をいう。以下同じ。）の集合住宅であって防音工事を実施していない住戸があるものを対象とする。
- (4) L d e n値が62以上70未満（W E C P N L値が75以上85未満）の区域に所在し、原則として外郭防音工事を実施した住戸がある鉄筋コンクリート造系の集合住宅（一団の土地に所在し管理者が同一であるものを含む。）であって防音工事（防音区画改善工事及び外郭防音工事を除く。）を実施済みの住戸（上記(2)に該当するものを除き、一挙防音工事又は追加防音工事を実施した住戸にあっては、原則として、これらの防音工事の完了の日から起算して10年以上経過したものに限る。）を対象とする。ただし、玄関建具が単板プレスドアのように芯材を使用していない場合に限る。